

議案第33号

神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業の変更の同意について

道路整備特別措置法第3条第6項の規定に基づき、神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業の変更について国土交通大臣の許可を受けるべく、同条第7項の規定において準用する同条第3項の規定により、首都高速道路株式会社から本市に対し同意申請があったため、同条第4項の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月12日提出

川崎市長 福田 紀彦

神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業の同意について、一部を次のように改める。

2 新設又は改築に係る工事の内容中「別紙一3」を「別紙一4」に改め、別紙一2の次に次のように加える。

別紙一3 神奈川県道高速湾岸線（改築）（扇島出入口（仮称））に関する工事の内容

3 料金の額及びその徴収期間中「別紙一4」を「別紙一5」に改める。

別紙一4の一部を次のように改める。

1(1)①中

「 (単位:円)

車種区分	料金の額
軽自動車等	23.616
普通車	29.52
中型車	35.424
大型車	48.708
特大車	81.18

」を

「 (単位:円)

車種区分	料金の額
軽自動車等	25.9776
普通車	32.472
中型車	38.9664
大型車	53.5788
特大車	89.298

」に改め、1(2)①中「並びに東京高速道路株式会社線」を削り、1(2)①(注)A中(C)を削り、1(2)①(注)B中「ETC専用施設〔道路整備特別措置法施行規則(昭和31年建設省令第18号)第13条第2項第3号に規定するETC専用施設をいう。以下同じ。〕のみが設置された」を「ETC車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されている」に、「入口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社」を「入口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社若しくは中日本高速道路株式会社」に改める。

2 中「E T C 専用施設のみが設置された」を「E T C 車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されている」に改め、2(1)中「当該出入口等から退出できずに」を削り、「せざるを得ない場合」を「せざるを得ないとき」に、

「 (単位：円)

車種区分	料金の額
軽自動車等	1448. 88
普通車	1773. 60
中型車	2098. 32
大型車	2828. 94
特大車	4614. 90

」を

「 (単位：円)

車種区分	料金の額
軽自動車等	1578. 768
普通車	1935. 960
中型車	2293. 152
大型車	3096. 834
特大車	5061. 390

」に改める。

3(1)本文中「料金距離が4. 2km以下となる」を「記1に基づき算出した料金の額が下表に掲げる料金の額に満たない」に、

「

料金距離	料金の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
4. 2km以下	251. 5488円	276. 9360円	302. 3232円	359. 4444円	499. 0740円

」を

「 (単位 : 円)

車種区分	料金の額
軽自動車等	251.31264
普通車	276.64080
中型車	301.96896
大型車	364.31520
特大車	498.26220

」に改め、3(1)(注)A中(C)を削り、3(1)(注)Bただし書中「料金距離が4.2km以下となる場合の料金の額について」を「記1に基づき算出した料金の額が上表に掲げる料金の額に満たない場合」に改める。

4(1)中「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に改め、4(1)①イを次のように改める。

#### イ 割引後の額

記1に基づき算出した料金の額が、下表に掲げる割引後の額を超える場合は、下表の区分に応じた割引後の額を適用する。

（単位 : 円）

車種区分	料金の額
軽自動車等	1578.768
普通車	1935.960
中型車	2293.152
大型車	3096.834
特大車	5061.390

4(1)⑥イ中

「

出入口等	出入口等	料金距離
東扇島	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋、川崎浮島ジャンクション、湾岸環八、空港中央、大井南、臨海副都心、芝浦及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	24.1km

」を

「

出入口等	出入口等	料金距離
扇島（仮称）及び東扇島	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋、川崎浮島ジャンクション、湾岸環八、空港中央、大井南、臨海副都心、芝浦及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	24.1km

」に改め、4(1)中⑩を削り、4中(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)の次に

「(2) 割引を適用する出入口等について

未供用の路線の供用開始等の理由により、記(1)③から⑥までの各表について軽微な変更を行う場合には、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。」

を加える。

6を削り、5を6とし、4の次に

「5 基本料金及び特別の措置における社会実験への料金適用

有料道路の料金に係る社会実験については、次のとおりとする。

ア 適用する自動車

首都高速道路を通行し、有料道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

イ 割引率等

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。

ウ 実施する期間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて実施する期間を限定する。

エ 適用区間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用区間を限定する。

オ 事前の届出

個々の社会実験ごとに上記アからエまでの詳細について、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。」

を加える。

6 の次に

「7 実施期日

記1(1)①、2(1)（表に限る。）、3(1)（本文、表及び（注）Bに限る。）及び4(1)①に掲げる事項は、令和8年10月1日以降会社が別に定める日から実施し、それまでの間は従前のとおりとする。」  
を加える。

別表2中「ETC専用施設のみが設置された」を「ETC車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されている」に、

## 神奈川県道高速湾岸線

東京・川崎・横浜方面										川崎浮島JCT・浮島	
										4.1	
										8.0	
										12.1	
										15.2	
										11.1	
										15.2	
										12.6	
										16.7	

1

を

1

」に改め、「別紙—4」を「別紙—5」とする。

「別紙—3」を「別紙—4」とし、別紙—2の次に次のように加える。

神奈川県道高速湾岸線（改築）（扇島出入口（仮称））に関する工事の内容

1 路線名

神奈川県道高速湾岸線

2 工事の箇所

神奈川県川崎市川崎区扇島

3 工事方法

他の道路との接続の位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道357号	神奈川県川崎市川崎区 扇島	立体接続	扇島出入口（仮称）

4 工事予算

14,094百万円（消費税込み）

5 工事の着手及び完成の予定年月日

(1) 工事の着手（予定）年月日 令和8年4月20日

(2) 工事の完成予定年月日 令和12年3月31日